

平和を築く人々： 暴力紛争予防のための世界行動提言 (仮訳)

2005年6月9日
武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ
翻訳：ピースボート

1 重要ポイント

人間安全保障を促進し、紛争の根源に対処すること。

- ミレニアム開発目標（MDG）を達成するためには、予防と持続的な平和構築が必要である。逆にMDGを履行することは、紛争の根源の一部への対処となり人間保障を促進する。
- 非軍事化、軍縮、平和定着のプロセスを実行し、緊張を緩和して国家間の武力紛争の可能性を低減すること。
- 一貫した地元によって調整された戦後復興に対する持続的な支援を行うこと。
- 平和の文化を草の根から発展させ、平和教育を主流化し、紛争解決の生活技術を養い、和解を促進すること。

予防を集団的安全保障体制の根本目標に据えること。

- 予防と平和構築のための国際合意された行動計画を策定し実施すること。その第一歩として、GPPAC地域ネットワークと上級協議を行い地域行動提言実施のための課題と方法について探求すること。
- 早期警戒および早期対応システムに最大限地元の知識を組み入れ、地元の能力強化を図ると共に、国家的・地域的・国際的主体の効果的な関与で補完すること。
- より効果的に運営されたより多くの資源を、一貫した枠組み戦略のもと確かな供給と柔軟な迅速対応活動への出資を組み合わせる形で、予防と平和構築に与えること。

予防と平和構築は、効果的な組織能力とパートナーシップの統合的構造を必要とする。

- 地元・国家・地域・世界レベルのネットワークにより情報交換、調整、相互援助を通じて説明責任と効果性を高め、予防と平和構築のための市民社会組織（CSO）の能力を強化すること。
- 市民社会を効果的に組み入れた平和構築委員会と平和構築支援室によって国連における予防と平和構築のリーダーシップを強化し、資源を動員して情報共有、計画、監視を通じた一貫した持続的な平和構築を可能にすること。
- 国連・政府・CSOとの協力により予防と平和構築を作業化するための地域機関の能力を強化すること。

2 基本的な原則と価値

この文書を支持する組織は、以下の原則および価値が持続可能な平和と正義を促進するための中心的重要事項であると考え、自らの実践においてこれらを実行するよう努力する。

1. 公正な平和を平和的手段によって達成すること。

私たちは、暴力紛争を可能な最大限においてあらゆる平和的手段を用いて予防することを誓約する。私たちは、生起する緊張や危機に対して、積極的、非暴力的、協調的方法による平和的関与を強化し続けていく必要がある。予防および平和構築の取り組みは、復興、配分、ジェンダー、社会、環境など多方面にわたる正義の実現に貢献するものでなくてはならない。これらの価値は、私たちの倫理的および政治的行動基準の核心である。私たちは、自らの政策、実践、計画が人権および人間の尊厳の実現に貢献しているかどうかを絶えず批判的に検証していかねばならない。

2. 地元の参加と当事者主体の優先。

持続可能な平和は、紛争の被害を受けた人々が和平プロセスが自らのものであり外から押しつけられたものではないと感じるところから生まれる。私たちは、紛争に対処する戦略と構想は一般に、地元から生まれ国際的に支援されるべきであると考え。外国政府・多国間組織・国際NGOは、場所を創造し、資源を提供し、包括的プロセスを支援することによって支援することができる。これらの政府・組織は既存の能力に立脚すべきであって、地元で展開された取り組みと重複したりこれらを排除したりすべきでない。この目標を完全に達成するためには、私たちの関係と平和構築活動に影響を与えている力と資源の格差に対処する必要がある。

3. 多様性、包括性、平等。

私たちは、多様性と多元主義の本来的価値を是認しており、相違が力の源になりうると考えている。私たちは、女性の平等が持続可能な平和と正義の要であると認識している。私たちは、尊重と包括性を促進し、機会および資源の平等を高めるための行動をとることによって、社会的弱者グループの特別なニーズと権利を強調しつつ、包括的で多様な活気ある市民社会を創造するために活動していく。私たちは、政治的・経済的・社会的に周縁へ追いやられてきたすべての人たちに対して、地元および地域的市民ネットワークなどを通じて個人的および組織的な能力強化を支援することによりエンパワーメントを行っていくことを目指している。私たちは、能力強化と参加によって民主化と平等のための包括的社会プロセスを強化していこうと考えている。

4. 多国間主義（マルチラテラリズム）。

人間安全保障のための拡大構想の実現は、真に協調的な努力によらなければ達成できない。主要な地球規模の課題は多くの場合、調整された努力と多国間組織を通じ集団的に策定された政策によって対処するのが最善である。世界の多くの地域において、地域的組織とネットワークが共通の問題に対する協調的対処強化の機会を拡大させている。私たちは、CSOは多国間主義（マルチラテラリズム）の概念を拡大する重要な役割をもっていると考

えている。私たちは、世界的・地域的機関におけるCSOの役割強化を目指している。

5. 持続性。

紛争の原因および結果に対処するためには、持続的な努力が必要である。私たちは、紛争を発生させる状態や紛争によって被害を受けた関係性を転換するという長期的目標を掲げている。私たちの行動は、中長期的目標に向けて動く戦略に根ざしたものでなくてはならない。私たちは、自らの計画や行動に黙示された時間枠を適切なものにしていこうと考えている。私たちの戦略は、体系的に紛争を引き起こしている構造的・関係的課題に対処する社会的変革を促進し、望ましい未来に向けて状況を動かしていくことにつながるものでなくてはならない。

6. 対話。

私たちは、紛争に対処し社会のあらゆるレベルでの暴力を予防するための最重要の手段として対話——とりわけ、すべての当事者を組み込む形での——を促進する。対話は、共に学び紛争に建設的に対処する能力を高める参加型プロセスを促進する。リーダーシップとは、暴力を用いる能力ではなく、対話の中からこそ生まれ、対話を通じて活動するものである。

7. 説明責任。

CSOの力と影響力が大きくなるにつれ、私たちが説明責任を果たす義務——とりわけ、私たちが活動するコミュニティにおいて——も大きくなる。このことは、私たちが何を行うのか、それをなぜどのようにして行うのか、そして私たちに委ねられた資源をどのように運用するのかに反映される。私たちは、あらゆるレベルにおいて、またあらゆる組織的環境の中で、説明責任の規範を強化することの重要性を認識している。

8. 透明性。

私たちは、財政活動を含めて透明性をもって活動することを誓約する。私たちは、社会の中のあるいは社会間の平和を発展させる目的の下、とくに明示のない限り、政党・ドナー・企業から独立して活動している。私たちが特定の利害や忠誠義務を負っている場合は、私たちはそれを宣言しそれが自らの優先事項や活動方法にどのように影響しているかを明らかにする。

9. 実践から学ぶこと。

私たちは、あらゆる段階において自らの役割、任務、貢献を認識するような内省的な実践家でなくてはならない。私たちは、自らの活動からの教訓を反映し研究すると共に、それらを学ぶ方法についても批判的に検証する必要がある。私たちはパートナーと綿密に協力し、取り組みを計画し決定し評価するための参加型で包括的かつ公正なプロセスを共同で展開すべきである。説明責任を向上するためには評価および戦略的習熟が不可欠である。私たちは、将来同様の課題に直面する可能性のある他者と教訓を共有する責任を負っている。

はじめに

この世界行動提言は、平和構築と暴力紛争予防に関する新たな国際合意をつくり出すために世界の市民社会が主導する「武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ (GPPAC)」の成果である。私たちの権限は——そしてこの提言の正統性は——この提言策定に加わるために過去3年間世界中から結集してきた数千人の人々に由来している。私たちは、平和の促進と紛争予防のために無数の方法で活動し成長する市民社会組織 (CSO) の大群を代表するものである。

この世界行動提言は、人間安全保障の促進に基づきつつ予防への転換を達成するための変革の主要優先課題を概括するものである。それは、組織的暴力につながる危険のある——あるいはすでにそれに至っている——紛争に対処するための、また、戦争の結果に対処し平和の文化を構築するための主要課題を扱っている。それは、人間安全保障を強化することで紛争の主要な構造的要因に対処するための措置を提案している。それは、これらの目的を達成するための政策により重点を置き資源を構築するための戦略を示している。そして最後に、この世界行動提言の中に示された問題に対処する組織的能力を強化するためにCSO、国連、地域機関、政府が実行すべき主要改革および課題に焦点を当てている。

21世紀における平和と安全保障の促進は、暴力紛争の問題への私たちの対処法における根本的な転換を必要としている。私たちの優先課題は、暴力紛争の発生を予防し、それにより、戦争による大規模な人的・環境的・経済的犠牲を回避することになければならない。重点を置くべきは、人間安全保障の促進であり、正義であり、人間中心の開発である。

暴力紛争を予防するための知識と資源を国際社会がすでに有しているにもかかわらず何百万人もの民間人が暴力紛争によって死んでいる現状を許容することはできない。これほど多く子どもたちや若者たちが暴力や不安全を恐れる環境の中で成長していかなければならないということは、認めがたいことである。にもかかわらず地球社会の対処の多くは不適切であり、遅すぎるものであり、高価すぎるものである。

私たちは、よりよい方法があると信じている。私たちは、紛争への対処において根本的な変革が必要であると考えている。それは、**反応から予防への転換**である。私たちは、この転換は可能であるばかりか、暴力が発展してから反応するよりも何倍も安価なものであると考えている。¹究極的には、予防は反応よりも効果的かつ安価に人々の命を救うのである。

予防が目指すのは、人々と政府がより大きな正義、持続可能な開発そして人間安全保障を達成するための非暴力的手段を選択する世界である。私たちは、すべての紛争を予防しようと考えているわけではない。私たちは、紛争が建設的な変化をもたらす平和プロセスへと向かっていくことの重要性を信じている。非暴力的な紛争は、このような変化をもたらす積極的な力になりうる。私たちの関心は、暴力紛争およびその人的・経済的・環境的影響を最小化することにある。私たちは、国家内および国家間の戦争、地域紛争、地球規模の組織的暴力を予防したいと考えている。私たちは、これらの状況を生み出したこれらの状況により生み出されるジェンダーに基づく暴力を予防した

¹ 予防に1ドルを費やすことは国際社会における4.1ドルの節約になる(1.2から7.1ドルの間)という最近の研究がある。マルコム・チャルマーズ「節約のための費用?紛争予防と暴力紛争開始後の介入の費用対効果の分析」(2004年)参照。

www.brad.ac.uk/acad/cics/publication/spendingToSaveから入手可能。

いと考えている。私たちは、民間非戦闘員を標的にするあらゆる組織的暴力に反対する。

私たちは、人々の安全保障の促進を誓約する。それは身体の安全であり、社会経済的安寧であり、人間の尊厳の尊重および個人また共同体の一員としての政治的・文化的アイデンティティの尊重であり、ジェンダーの平等であり、あらゆる人権——女性の権利を含む——の保護と促進であり、家庭、共同体、国家そして広い世界における基本的自由である。

私たちは、人々の安全保障があってはじめて国家の持続可能な安全保障は可能であると考えている。人間安全保障の構想は、安全保障の概念をパワーバランスと軍事同盟に基づくものから相互依存と協力に基づくものへと転換させる。私たちは、「世界は安全保障、開発、人権の目的を同時に前進させるべきである。そうしなければ、どの一つも成功しない。人類は、開発なくして安全保障を得られないし、安全保障なしに開発は得られない。そして人権の尊重なしではそのどちらも得られない。」²との国連事務総長の所見を支持する。

政府および政府間組織（I G O）は、安全保障制度および協定の根本目標として予防および建設的紛争管理を主流化する必要がある。歴史的には、軍事的能力を強化することが強調されてきた。しかし今や、予防と持続可能な平和構築のための政策枠組み、組織的能力および資源を強化することが強調されるべきである。これには紛争の根源や紛争の発生につながる要因に対処する取り組み（「構造的予防」）と、緊張が高まり始めたときに暴力紛争の出現、拡大、再発を予防するための迅速かつ効果的な対処法（「活動的予防」）の二つが含まなければならない。

長期にわたり持続可能な平和と安全保障を促進するための鍵は、「予防の文化」と「平和の文化」を、上から下へだけでなく下から上へと育てていくことである。市民を保護し暴力を予防する第一義的責任は政府が負っている。しかし、暴力紛争の複雑性・規模・多様性により、単一の主体がそのみの力によって持続可能な平和を確保することはできないということを数々の経験は私たちに教えている。私たちは、市民社会組織（C S O）、政府、国連、地域機関が、地元・国家・地域・国際の各レベルにおいて効果的に関与しパートナーシップを組むことが予防と平和構築には必要であると考えている。

² 国連事務総長報告「より大きな自由の下で(In Larger Freedom) : すべてにとっての開発、安全保障、人権のために」 2005年3月21日。A/59/2005. www.un.org/largerfreedom/contents.htm から入手可能。

3 予防と平和構築における市民社会の役割

暴力紛争の性格は変化した。国家内の戦争が空前の規模で民間人を犠牲にしている。これらの紛争は紛争予防におけるCSO独自の役割をさまざま形で与えている。緊張緩和、解決と更正、和解などである。世界中の男女がこの課題に創造的かつ献身的に取り組んできた。

CSOは、救援と開発から、地元の紛争解決、提言と市民的関与、非暴力的同行に至るまで幅広い範囲の役割をもっている。CSOは、紛争の生存者たちが必要とする更正、治癒、和解を支援する強い能力をもっている。予防と平和構築活動への市民社会の関与の成功例は、GPPACプロセスの一環として作成された「平和を築く人々Ⅱ：市民社会のサクセス・ストーリー」に盛り込まれている。

一般にCSOの独立性は、公的主体が動員不能なときなどに迅速かつ柔軟に活動する自由を提供している。CSOは多くの場合、自らの専門性、信頼性、道徳的権威によって、人々を対話と討議に基づく和平プロセスに参加するよう説得するための非強制的かつ創造的な戦略を実施する。CSOは、社会のあらゆる部分からの人々が集まりより良い未来に向けて有意義な作業を行うことのできる安全な場所をつくることができる。CSOは、非公式な交流や対話、共同プロジェクトや市民外交を通じて、紛争による分断の合間を埋める交流を促進し、交流と関係性の向上を図ることができる。CSOは、非公式なトラック2対話などを通じて、紛争を和平プロセスに向かわせていくための現在進行中の関与のためのフォーラムを提供している。CSOは、敵対当事者間の交渉を奨励し支援することで暴力への発展を予防すると共に、それを根本的課題に対処する包括的長期プロセスへとつなげていく。「民衆の力」を動員することにより、CSOは政策決定者たちに対して公衆のニーズに合った平和的解決の実現を働きかける。

CSOは、侵害の証言を力強く行うことにより、侵害者たちの権威と正当性を失わせることができる。市民平和活動（市民平和サービス）は、暴力に対してもっとも弱い立場に置かれた人々に対し防護的プレゼンスと同行を提供すると共に、彼らの平和構築努力を支援することができる。彼らは、現場で起きている問題の深い理解に基づいて紛争の動因を分析し、紛争の問題に対処し暴力を予防するための政策と行動を提言することができる。

多くのCSOは、対処しようとする紛争に近接して存在する。このことにより、国家がもちえない洞察が可能となる。武装グループや反対派グループにとって政府や政府間組織の代表者よりもCSOの方が受け入れ可能であるという局面もあり、そこではCSOは独自の役割を果たすことができる。市民社会活動は、信頼を構築し社会的ネットワークを強化して、平和と開発を促進する「社会資本」を生み出すことができる。

女性は、予防と平和構築において根本的な役割を果たす。その活動は、問題の根源に対処し不正義と戦うことであり、暴力を予防すると共に救援・更正・和解を通じて戦争の結果の緩和を図る取り組みであり、紛争解決のための政治的プロセスへの関与であり、紛争・排除・不平等につながる大きなシステムの転換であり、家庭から戦場まで連続する暴力の構造的要因に取り組むことである。

私たちは、CSOの説明責任と有効性を確保することの重要性を認識しており、予防と平和構築に取り組む団体間でそれらを強化していきたいと考えている。一貫したCSOの基準および規約が、CSO、利害当事者、ドナーによって国際フォーラムや地域・国家レベルの同業ネットワークを通じて策定されるべきである。

私たちは、政府・国連・地域機関と協働しつつ、安全保障を促進し紛争に対処するためのあらゆる組織的環境におけるCSOの関与を主流化していくことを提案する。その中には、討議および協議プロセスにおいて、また、平和と安全保障を促進する戦略の実施において、CSO——とりわけ南の諸国からの——を関与させる公的メカニズムが含まれなければならない。私たちは、政府が自らの課題を実施するためにCSOを利用するのではなく、CSOの独立性を是認することを求める。

4 予防への転換: 変革の優先課題

4.1 紛争に効果的に対処するための制度・戦略・パートナーシップ

国際的な介入は、紛争に対処するための社会的能力を強化し補完するために計画されるべきである。国家に基づく国際システムは、多くの場合、地元根付いた武装暴力の中にいる人々や地域共同体における持続的な紛争状況に効果的に関与するための準備が不十分である。平和共存を可能とする「実践的平和」を創造するための共同体レベルの平和活動が重要である。外部の者たちは、支援的環境を奨励し必要とされる資源を提供することができるが、地元で発展してきた取り組みを圧倒したり排除したりすることのないよう注意すべきである。

政府間ないし他の国際的主体は、政府および市民社会の代表者との建設的対話および関与のための場所を創造し促進するための重要な役割を果たすことができる。これらの機関の任務および活動実践はこうした対話を可能とすることを優先事項とすべきであり、それゆえに、これらのミッションはそれを効果的に行うための必要な技術と能力を強化する必要がある。政府と政府間組織は、CSOに対する実際の支援を行い、また権利に基づく枠組みによってCSOの正統性を認知することによって、市民社会の能力強化を促すことができる。国家・地域・国際フォーラムにおけるCSOの参加は、パートナーシップのためにしっかりと定義づけられた概念と枠組みの下で、予防活動へと体系的に統合されていかねばならない。また、女性、マイノリティ、若者のCSOの参加を確保するための特別な努力が必要である。

4.1.1 保護責任

政府は、「保護責任」という新たな規範を受け入れ、予防責任・反応責任・再建責任を含む包括的なアプローチを、予防責任を第一かつ最重要の責任としつつ、採用すべきである。保護は、「介入と国家主権に関する国際委員会」や国連事務総長が報告書「より大きな自由の下で」の中で提唱した基準によって述べられているような形で、国際法に従い一貫した方法で取り組まれるべきである。

4.1.2 早期対応の動員

紛争に対する効果的かつ時宜を得た対応を確保するためには、より良く統合された早期警戒・早期対応システムが必要である。これは、国連（人権および開発の機関を含む）、地域機関、CSOの間のそれぞれの本部および現場における体系的協力に基づくものでなくてはならない。これらの機関は情報を共有し、行動の選択肢や好機を共同で分析し、CSOを監視システムに組み入れ、戦略の実施に必要な支援を確保することができる。大きな危険にさらされている国家および地域においては、統合的メカニズムがとりわけ重要である。地元グループの独自の知識や能力に基づいた地元による包括的システムに対して、地域的・国際的主体が補完を行うことができる。

行動ポイント：

- a) 早期警戒指標を協力して分析し、適切な対応を計画し、時宜を得た効果的な行動のために必要な政治的意志を協力して動員することのできる世界的CSO統合ネットワークをさらに発展させること。
- b) 訓練および継続的支援を通じて、紛争の発生原因と動態を特定し分析する地元・国家・地域CSOの能力を——同時に、関係するメディア機関の能力も——強化すること。この中には、ジェンダーに基づく指標およびジェンダーに配慮した対応戦略に関する知識が含まなければならない。
- c) 状況に対処する方法論を生み出し創造的かつ建設的な対応を動員するために、紛争の問題と紛争地域の動態に関する公的議論を促進すること。
- d) 国連は、国連特別調整官ないし事務総長特別代表と地元・地域・国際当事者との間の定期的かつ透明な連絡（「連絡ポイント」）を確立することにより、CSOとの定期協議などを通じて、情報交換および補完的戦略の策定を行うべきである。また、複数主体によるデータ収集・分析・戦略策定のための公式体制を適宜設けるべきである。

西アフリカにおける複合的な紛争構造により効果的に対処するために、準地域組織ECOWAS（西アフリカ諸国経済共同体）、国連人道問題調整室、CSO西アフリカ平和構築ネットワーク（WANEP）の間で早期警戒分析における協力のための了解覚書が結ばれた。

4.1.3 予防外交

対話や紛争の原因に対処するための協定締結など、非軍事的、非強制的かつ協調的な早期予防行動に一層の重きを置くべきである。予防外交は、緊張が危機へと発展する前に緊張を緩和することや、危機を迅速に封じ込め根源問題を解決するために行動することを目指すものである。予防外交の実施主体としては、国連、地域および準地域機関、政府そしてCSOが挙げられる。それぞれの主体ごとに異なる性格をもち、それぞれに紛争当事者によって受け入れられる利点と能力を有している。

行動ポイント：

- a) 紛争当事者にとって受け入れ可能な公的ないし非政府的第三者調停者の独自の強みと正統性を活用した多元的早期予防外交を動員するメカニズムを確立すること。国連はその促進主体になりうる。公式および非公式の情報交換と戦略策定を通して、政府の二国間戦略との調和に特段の配慮を払いつつ、複数トラック・アプローチにおける一貫性を促進すること。
- b) 予防外交の取り組みが、国家・地域レベルに加えて地元レベルにも重点を置いた形で、紛争の複数レベルの当事者を効果的に組み込むことを確保すること。とりわけ地元で根ざした紛争に取り組む場合においては、女性組織を含むCSOの能力を是認しこれを完全に活用すること。そしてそれらを全般的対応に連動させること。
- c) 現場に展開して紛争状況における実質的問題点に対処する方法を当事者に助言することのできる専門家に関するデータベースを策定すること。
- d) 予防外交を行うために必要な信頼醸成措置等の取り組みを実施するためにすぐに活用

できる十分な財源を確保しておくこと。

キルギスのNGO「寛容のための国際財団」は、政府当局、反対派グループ、市民社会の間の緊張を緩和し協力を促進するために活動してきた。2005年3月にジャララバードの国家行政府が武装反対派に占拠されたとき、同NGOは両者の交渉確立に成功し、暴力への発展を予防した。

東アフリカにおいては、政府間開発機構（IGAD）がCSOとの綿密な協力の下で早期警戒システムCEWARNを創設させた。それは、スーダンとソマリアにおける紛争の調停において主要な役割を果たした。さらなる資源と能力があれば、IGADは早期警戒・予防外交・平和創造のためのアフリカ連合の専門機関へと発展しうる。

4.1.4 越境紛争および地域紛争

急速にグローバル化する世界において、武装暴力は国境の内側に止まらない。国家内において発生する紛争に対応するために計画された制度は、世界規模の政策や構造的予防の実践によって補完される必要がある。さらに、国境をまたいで分散する民族・国籍グループの意志や大規模な移民・難民の動きなど、紛争の原因となりうる越境のおよび地域的要因に対処するためのより強力なメカニズムが必要である。武器、人、物資の取り引きおよび越境する軍隊の移動など、そうした紛争を破壊的なものに至らしめる要因に関しても同様である。

行動ポイント：

- a) 越境紛争および地域紛争を引き起こす要因に対して体系的に対処するための統合的戦略を策定すること。
- b) 戦略は、その地域における既存の多国間制度に応じて、地域機関または国連の権限の下で、あるいは共同組織として策定されうる。そのような組織が存在しない場合には、国連が関係主体を招集することもできる。国連は、補完性の原則に従いつつ、補完的な形で溝を埋めることができる。情報共有、共同分析、戦略策定において国家的・地域的CSOの効果的な関与がなくてはならない。既存の地域機関が閉鎖的な場合には、国連がCSOの関与のための機会を開くことができる。
- c) 近隣国における国連国家チームが、地域機関および地域的CSOネットワークと共に、国境沿いに生活する共同体との緊密な協力の下で、紛争を引き起こす地元の問題に対処するため活動レベルにおいて共同の取り組みを展開することを奨励すること。
- d) ほとんどのドナーが地域的あるいは越境的取り組みに対して資金を提供しておらず、それらを実施する組織的メカニズムを有した機関がほとんどないことによってもたらされている財政面および運営面での格差の問題に対処すること。

2005年4月のジャム・カシミール間停戦ラインをまたぐバス交通の再開は、離散家族の再開を果たし、民衆の熱意を生みだし、インド・パキスタン間の信用と信頼を改善し、国境の非軍事化への希望を開いた。市民社会グループの連合体「平和と民主主義のためのパキスタン・インド民衆フォーラム」の10年間にわたる努力が、この成功につながった。

4.1.5 多機能平和活動

危機的状況に効果的に対応するためには、国連、地域機関、国連加盟国、地元および国際CSOが協力し、共同でニーズを分析し、目標およびそれを達成するための戦略を策定し、効果的な協力のための適切な活動体制を構築するべきである。

行動ポイント：

- a) 国連か地域機関によるものかを問わず、一国内におけるすべての平和構築、平和維持、人道活動に明確で一貫した統合的任務およびリーダーシップをつくり出すこと。定期的な複数トラック協議を設けるなどして、平和活動を行う国家的・地域的・国際的組織の間の情報交換および協力の回路を確立すること。
- b) 先遣隊は、潜在的ないし進行中の武装グループを含むさまざまな地元主体、国連国家チーム、および専門CSOと体系的に協議し、活動の任務と概念が適切であり戦略全般が地元の資源と取り組みの上に成り立つことを確保すべきである。
- c) 平和活動者を含む民間人および社会的弱者グループの保護を優先する任務設定をすること。武装平和維持軍の戦略的展開、国際市民平和活動、人権監視ミッション、統合的法の支配チーム、地元共同体の平和モニターなどが、包括的システムの中に含まれるべきである。
- d) すべての平和活動にジェンダーの平等と配慮を取り入れること。ジェンダーの専門家をミッションの要員に含め、女性・少女の特別なニーズに対処する戦略および計画を優先すること。国連・地域機関・NGOは、意思決定のすべてのレベルにおいて展開要員の中のジェンダー・バランスを達成する行動をとるべきである。
- e) 市民的平和構築ミッションの潜在力と共同体レベルの平和モニター・調停者の潜在力を完全活用すること。共同体レベルの平和構築プログラムに関わり地元および国際的平和活動者との連絡をとり協力を行うための現場要員を任命し、彼らを他の要員と適宜連携させること。
- f) 迅速対応能力を高め社会的弱者グループの保護的同行を強化するために国連が地域機関および市民平和活動と協力関係を結ぶことができるような平和維持能力の連結システムを構築すること。国連は、専門家登録を共有するために既存の市民平和活動と協働すべきである。その際、これらチーム構成には文化的およびジェンダーの多様性が重要な要素であることを考慮に入れるべきである。政府は、多国籍で訓練された非武装の民間平和維持活動を行っているCSOに対する政治的・財政的支援を行うべきである。
- g) 継続的共同訓練、シナリオ策定および評価を通じて、効果的な多機能平和活動を展開するための包括的国際システムを強化すること。

「非暴力平和隊（NP）」のあるチームは、少年兵として拉致された疑惑のある子どもたちの母親たちとその解放を求める地元の人権活動家に同行した。このチームは、母親たちと反乱グループ指導部との交渉が行われている期間国際的支援のプレゼンスを示した。2日目の日暮れに26名の子どもたちが解放され、帰宅するバス料金も提供された。

4.1.6 和平プロセスへの公衆の参加

紛争地共同体の一般市民こそ、和平の主要当事者である。彼らは、紛争を引き起こしている問題に対処する包括的協定を策定する和平交渉に組み込まなければならない。和平協定は、優良な統治（グッド・ガバナンス）と公正な開発に参加型枠組みの下で取り組みながら人間安全保障を促進していくものでなくてはならない。

行動ポイント：

- a) 国際的主体は、社会的かつ政治的に包括的で交渉当事者の透明性と説明責任を高めるようなプロセスを奨励ないし主催するためにその力を用いるべきである。それらはまた、公式・非公式の合意の実施状況を監視すると共に関係する実施メカニズムを支援すべきである。
- b) 和平協定に含まれるべき主要事項およびその実施措置を特定し議論するために社会各層を含み込むプロセスおよびフォーラムを促進すること。国際調停者および特使は、これらの取り組みやそこから生まれたアイデアに参加するないしは情報を得ている必要がある。
- c) 地元CSO代表者が和平協議に効果的に参加すると共に、交渉技術や政策立案また協議の中で扱う問題の実質面に関して他地域の和平プロセスから学ぶことによって、その能力強化を図ること。
- d) 公式の和平交渉および非公式の各種平和活動の中で女性が意思決定レベルに平等に参加することを確保すること。

先住民、イスラム教徒、キリスト教徒からなる草の根グループ「ミンダナオ人民コーカス（MPC）」はフィリピン政府とモロ・イスラム解放戦線との協議に参加している。彼らは、交渉議題の中でもっとも大きな争点となっている問題の一つである先祖由来の領土についての技術的作業部会への先住民の参加を働きかけた。MPCは、地元のニーズに対応した合意がつくられることに寄与するため、先祖由来の領土に関する草の根の概念および定義に関する協議を促進した。

4.1.7 戦後復興と平和構築

紛争から抜け出た国々のうち、全体の半分は5年以内にまた暴力紛争へと舞い戻ってしま

っている。紛争から抜け出た国を持続的に支援することは、長期的な予防のための投資である。平和構築、経済回復、法の支配および市民社会の発展のための長期的な取り組みに対する資金提供が必要である。

行動ポイント：

- a) 市民社会、政府および政府間組織は、地元共同体と協力して包括的な武装解除・動員解除・社会統合・更正（DDRR）に取り組むべきである。これらの計画は、それぞれの共同体および社会集団の中の女性・男性、少女・少年それぞれのニーズに適合するように策定される必要がある。これらの計画は、適切に計画され、十分な資金を充てられ、より大きな復興・更正プロセスにしっかりと統合されていくものでなくてはならない。
- b) 難民および国内避難民を含むすべての避難民と彼らを受け入れている共同体の人道上のニーズをみなすような統合的戦略を促進すること。紛争の動態に建設的に対処し難民および国内避難民が他の共同体と協力しつつ帰還の準備をするよう促すようなプロセスを奨励し支援すること。市民平和活動を適宜活用しつつ、紛争地域に帰還する者たちに対する保護的同行を提供すること。
- c) 紛争中に失われた教育を受ける権利を若者が戦後に取り戻すことができるように、教育の機会を提供すること。とりわけ紛争により被害を受けた共同体においては、収入を生み出すプロジェクトや雇用計画を支援すること。
- d) 「最良の実践」のガイドラインおよび国際規範に一貫して従いつつ、紛争に見舞われた国に対して国内民間セクターおよび多国籍企業の双方による企業投資を奨励する統合的政策および戦略を策定すること。
- e) 体制移行期の基本的な民間人保護を確保するための国際的な警察、裁判官、人権および法的専門家を評価・計画・配置するための国連中心の統合的な法の支配調整力を支援すること。彼らは、長期的指導プログラムなど、法の支配の制度に関する訓練および改革を支援することができる。復興・更正計画の助言に当たる人権専門家に対して一層の資源を提供し、彼らが国際規範の最高水準を保てるようにすること。

2004年、「アフリカ開発のための新しいパートナーシップ（NEPAD）」の事務局は、ACCORDなどアフリカのCSOおよび国連機関や他の主体と協力して、「アフリカ紛争後復興枠組み」を形成するための協議を行った。アフリカ大陸における復興、更正、開発の調整努力は、紛争のあらゆる側面に対処するアフリカの能力を強化する戦略における中心的課題である。

4.1.8 移行期における正義（トランジショナル・ジャスティス）と和解

正義と社会的和解は、予防と平和構築に不可欠である。苦痛に充ちた過去の遺産に対処する最善の策を考える際には、無数の難題が存在する。もっとも適切な形を決定する際には、地元民、とりわけ直接の被害を受けた人々の願いが中心に据えられなくてはならない。いつどのようにして和解するかについて、すべての個人が選択する権利を認められるべきである。

行動ポイント：

- a) 適切な対応を定めるための公衆の対話と議論を促進すること。正義および平和の要求が互いに競合することのないように、幅広い主体が共同で政策と戦略を策定するような意思疎通の回路を開発すること。
- b) 戦争犯罪を裁く国家的司法制度の能力を高めると共に、国際的司法制度と完全に協力すること。過去の問題を扱う国家的ないし地域的和解委員会といった他の形態も適宜開発すること。
- c) 治癒および心理的・社会的更正に向けた賠償および計画のための資金を提供すること。
- d) 真実委員会や他の制度を通じて、何が起きたのかに関する独立した記録を行う調査・記録プロジェクトを実施すること。過去の資料への自由なアクセスを保証し、行方不明者や大量殺戮の追跡活動を実施すること。
- e) 過去に関するバランスの取れた深い理解を創造するための取り組みを通じ歴史的和解を育成すること。歴史家による共同委員会は、論争中の歴史や係争中の諸問題について教育資料や公的論議のための情報と分析を提供するような事実説明の共通枠組みをつくり出すことができる。これらの歴史に配慮したカリキュラムや教科書を策定すること。教育者や歴史家は、適宜、地域共通の教科書や資料を協働して策定すべきである。

4.1.9 平和と非暴力の文化

持続可能な平和の文化を生み出す努力は、人々の中に深く根付いたものでなくてはならない。平和教育は個人の思考および行動様式を変化させることにつながり、適切な紛争解決の生活技術を養う。暴力の文化の源を疑問視し弱めていくことが重要である。紛争の理由への理解を生み出すことにより、平和教育は信頼と和解を育み、文化的多様性の尊重を促進し、民主的文化および制度を支援することにつながる。紛争に対する理解と対応を形作るためには、紛争に配慮したジャーナリズムおよび平和メディアが重要である。

行動ポイント：

- a) 国連総会決議 GA/RES/53/243 および「平和の文化に関する行動計画」を、適切な政策、資金および協力を通じて完全履行すること。
- b) 学校、大学、家族、共同体、メディア、CSO、公的機関および宗教共同体といったさまざまな組織的・社会的環境の中において、CSOの能力・手段・カリキュラムを活用しながら、平和教育を主流化させること。
- c) CSOの経験および国際社会の技術支援や資源に立脚しながら、カリキュラム、教科書、教員研修などの面において、公教育制度の必要な改革を実施すること。
- d) 予防と平和構築を促進するためのCSOの取り組みの一環として、メディア戦略を策定すること。ジャーナリストに対して、さまざまな平和構築の事例を紹介すると共に、革新的努力と視点を効果的に伝えることのできる幅広い経験を有したスポークス・パーソンたちを引き合わせる。メディアがどれだけ紛争に配慮しているかを監視すると共に、メディア機関と共に能力強化活動や計画に取り組むこと。CSOは、メディアを予防や平和構築活動に直接に関与させることができる。

4.1.10 国家による平和的紛争管理能力

持続的予防は、争議を管理し不平等に対処し紛争に対応するための効果的な仕組み、過程、制度を必要とする。民主的統治と参加型意思決定プロセスは、このような能力の土台を強化する。

行動ポイント：

- a) 民主的価値に基づきつつ、すべての国家的制度の下で争議管理能力を発展させること。それを補完する形で、司法へのアクセス拡大や、審判、調停活動、オンブズパーソン、長老評議会など文化に配慮したオルタナティブな争議解決システムを通じ個別の訴訟および不平等への対処を進めること。
- b) 審問委員会、国家和解委員会、国家的対話プラットフォームといった制度を活用して、主要な紛争や他の深刻な事件に対する対処法の勧告を行うこと。
- c) これらの制度への技術支援や資金提供を行うと共に、CSOの知識・技術・経験を参考にしてこれらの制度の有効性を可能な限り高めること。
- d) 共同体組織を強化し平和構築を強める方法について、土地固有の知識から学ぶこと。これらの制度に立脚しまたこれらの制度を補完するような地元および国家的な仕組みを開発すること。その際、人権および人間の尊厳を最高水準に従った形で行うこと。

ヨルダンにおいては、ベドウィンの和解および協力の制度が、権力のバランスを保ちつつ伝統的な法に基づき平和的手段で紛争に対処する役割を果たしている。ヨルダンの近代司法当局は、潜在的な紛争に対処する場合に部族協定が冗長な裁判手続きよりも効果的であることを認知している。

4.2 人間安全保障の促進：紛争の根源に対処する

4.2.1 公正で持続可能な開発

貧困の根絶は、人間安全保障と人間の尊厳の達成のために不可欠である。多くの紛争は、経済社会的権限および資源へのアクセスが不平等である中でつくられた社会的・経済的・文化的格差に深く根付いている。暴力紛争は、開発への展望を阻害する。ミレニアム・プロジェクト報告書によると、ミレニアム開発目標（MDG）の達成がもっとも遅れている34カ国のうち22カ国は紛争から抜け出ようとしているところである。それゆえ予防と持続的平和構築は、MDG達成のために必要なのである。反対に、MDGを履行することは紛争の根源への対処につながり人間安全保障を促進する。これを達成するために、すべての政府は、貧困の根絶、持続可能な開発——貧困の女性への集中（貧困の女性化）への対処などを通じて——への誓約を再確認しなければならない。私たちは、公正な貿易、債務の救済、人々のニーズを直接満たす援助の強化を求める「貧困を歴史に」キャンペーン

を支持する。社会における一部のセクターのニーズを考慮に入れずにこれを周縁に追いや
るような開発政策は、構造的暴力を増加させ武力紛争を引き起こす危険がある。

行動ポイント：

- a) 援助の量および質を高めながらすべてのドナー国が国内総生産の0.7パーセントの
援助を行うという国連の目標を達成しつつ、債務救済やより公正な貿易などを通じて、
貧困を引き起こしている構造的要因に対処すること。
- b) MDGに基づく貧困削減戦略を通じて予防を促進すること。その際、周縁に追いや
られた社会集団や移民・国内避難民のニーズや、経済成長による利益から取り残されて
しまう不利な地域に対する補償的投資に特段の重点を置くこと。これらの活動計画が
より公正で持続可能な利益へのアクセスを可能にすると共に、これらが「害をもたら
さない」ことを確保すること。開発における女性および少女の特別のニーズに対処す
ること。
- c) 国家による援助戦略や、共通国家評価、国連開発援助枠組み、貧困削減戦略文書など
の国際政策枠組みにおいて、紛争を助長しないアプローチを主流化すること。
- d) 女性、若者、マイノリティなど、開発政策によって影響を被る人たちを政策決定プロ
セスに効果的に参加させること。
- e) 資源を動員し、資金を公約し、市民社会を関与させて、HIV／エイズのような人間
安全保障の脅威となる疾病を管理し根絶すること。

4.2.2 天然資源と予防

潜在的紛争地域に集中する石油、ダイヤモンド、木材、鉱物などの希少品に対する世界的
な需要は、武力紛争の動因になりうる。資源の管理が紛争当事者の主要な目的であり資源
を売ることが武装反乱グループの資金となっているような場合には直接の関係があると
言え、天然資源の管理が経済的・政治的不安定をもたらす紛争に火をつける可能性がある
場合には間接の関係があると言えるが、この直接・間接の関係双方に対処する戦略が必要
である。さらに、これら資源の持続不能な利用がもたらす環境悪化と気候変動の短期的お
よび長期的結果への対策もまた、予防および恒久的な人間安全保障の促進のための包括的戦
略の一環として取り組まれるべきである。

行動ポイント：

- a) 開発戦略を多様化の方向へ転換し、天然資源への依存を低減すること。開発機関およ
び国際金融機関は、環境悪化と資源をめぐる競争から紛争が生じる可能性を厳密に評
価し、開発の意思決定と計画における主要基準の一つに予防を据えること。
- b) 天然資源を効果的かつ持続可能な形で管理し、人々、とくに紛争の被害を受けてきた
人々の利益になるようにすること。歳入の透明性と説明責任を高めること。資源をめ
ぐる紛争を管理するメカニズムを支援すること。
- c) 暴力紛争を助長する物品を認証する制度を開発し、これらの物品の利用に関する不法
な越境活動を追跡する世界的メカニズムを構築すること。自らの利潤のために戦争を
利用し悪化させる者たちに対する「精密な」制裁（「スマート制裁」）を開発・活用す
ること。これと共に、公に「名前を発表し辱める」行動をとり、CSOが違反者に対

する消費者の行動を適宜呼びかけることもできる。

4.2.3 人権の促進と保護

生存、平和、開発そして結社・言論・信仰の自由に対する権利、平等およびすべてにとって差別のないこと、女性・子ども・すべてのマイノリティと先住民の権利の促進と保護といった人権の尊重は、持続可能な平和を構築する上で不可欠である。国際法や国際基準はすべてに適用されるものであり、すべてによって一貫して遵守されるべきものである。政府は、すべての関連条約に批准し、その誓約を履行し、すべての権利の実際的履行を促進するためにより大きな注意と資源を振り向けるべきである。

行動ポイント：

- a) CSOは、国際基準を履行するための適切な手段と措置について——とりわけ、これらの基準が論争の対象となっていたりよく理解されていなかったりする場合に——政府との政策対話を行いまた公的議論を促進することができる。CSOは、履行についての「シャドウ・レポート（影の報告書）」を、未達成部分に取り組むための勧告を盛り込んだ形で、国際監視機関に提出することができる。
- b) 国際基準を履行するための国内制度を強化するような、また、国連人権高等弁務官事務所の活動能力を強化するなどの方法によって法の支配全般を促進するような国際的支援を提供すること。
- c) 女性、子ども、マイノリティや先住民の人々の人権を含む、人権に対する共同体レベルの意識を高めること。警察および軍隊など治安部隊の要員を参加させ、職業意識・名誉・法的賠償責任に訴えながら、彼らの人権尊重を奨励すること。
- d) 資源を追加し政治的支援を強化しながら国連の人権制度を強化すること。主要な多国間フォーラムについては、NGOの積極的参加と独立監視プロセスの継続に立脚しつつ、その有効性を高めること。すべての国家におけるすべての人権に関して、その達成、未達成、能力強化ニーズに関する定期的な検討が、公平、透明かつ客観的な評価に基づいて行われることを確保すること。

4.2.4 効果的参加と平等

効果的な政治参加の欠如は、しばしば紛争の根源になっている。排除されたと感じる者たちは、ときに暴力をも用いた他の手段によって自らの利害を守ろうとするかもしれない。効果的な参加を促進する戦略は、差別をなくし平等を積極的に促進する取り組みに根付いたものでなくてはならない。

行動ポイント：

- a) ジェンダーの平等を達成するための北京行動綱領および女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議1325を包括的に履行するための努力を強化すること。これらの規範の履行を監視し支援する国家レベルのメカニズムを構築すること。政府・国際機関・NGOは、あらゆる組織のあらゆるレベルにおける女性と男性の平等参加を確保すべきである。

- b) マイノリティと先住民が、彼らに影響する事項の決定に効果的に参加することを確保すること。政府・政府間組織その他の機関は、地元・国家・世界の各レベルにおいて協議と意思決定のプロセスへの彼らのアクセスを確保するための積極的措置をとるべきである。マイノリティや先住民の土地・領土・天然資源ないし彼らの経済的・社会的・文化的発展が関係する意思決定プロセスの中心には、自由で事前かつ情報を与えられた上での同意（インフォームド・コンセント）の原則が置かれるべきである。
- c) 排除された社会集団のエンパワーメントを促進し、非暴力的社会行動を通じて正当な苦情に注目を集めること。状況認識とニーズを明確化し彼らの問題に対処する方法に関する合意をつくり出すための公的議論と政策対話を促進すること。

4.2.5 国家の有効性と民主的統治

正当性の欠如と国家による安全保障および基本的サービス提供能力の不足は、紛争を助長する。CSOは、組織的能力を強化し、予防および長期的平和構築活動の主要側面としての優良統治（グッドガバナンス）への実践を強めるためにあらゆるレベルの政府と協力して取り組むべきである。統治問題には適切な範囲の最低レベルで対処し（補完性の原則）、連邦制、自治、権限委譲などを通じてあらゆる共同体の間で権限を共有する措置をとることが、グッドガバナンスおよび共同体グループ間の平和構築にとって重要であろう。自由かつ公正な選挙、説明責任、透明性、情報提供の下での市民参加、多様性の尊重、法の公正な適用、建設的対話を通じた緊張の管理、基本的物品および役務の公正な供給が、持続可能な平和における不可欠の要素である。

行動ポイント：

- a) 民主的プロセス全体を強化する戦略を策定するために国家的選挙プロセスを調査すること。市民的教育キャンペーンおよび政党の結成と加入の自由を通じて完全参加を確保すること。社会的弱者に対する防護的プレゼンスを提供する国際的市民監視団を展開させるなどして、選挙運動期間中の包括的監視を行い選挙に伴う組織的暴力の予防に寄与すること。
- b) 法の支配に対する公衆の意識と期待を高めると共に、司法制度・CSO・国際機関の一体となった努力により法の遵守を監視すること。
- c) 安全保障主体の有効性を高めるような改革を行い、公衆の安全を高めること。安全保障主体の運営にCSOを関与させ、透明性と説明責任を高め、政策決定過程により多様な視点を注入し、安全保障機関の社会的ニーズに対する対応能力をより高いものにする。CSOは、刑事法政策が人権の尊重と市民的自由の保護を促進しているかどうか精査することができる。
- d) CSOを立法過程に組み入れ、暴力紛争を引き起こし、悪化させ、再発させるような重大かつ機微な問題についての所見や意見を明らかにするようなプロセスを進めること。CSOが国家の政策決定過程に積極的に関与したり、関連立法を行いまた監視するために議員と協働したりできるよう、能力強化のための支援を行うこと。

セルビア議会はその活動において初めて市民社会と直接に関与した。NGO「セルビア欧州運動」は、議会のEU加盟問題に関する作業部会のメンバーとなっている。それは、欧州統合という機微な問題についての政治的合意を達成させるという目的で、全国において交代で円卓会議や協議会を開催している。

4.2.6 非軍事化、軍縮、軍備管理

国連加盟国は、世界の資源の兵器と軍事力への転用を最小化するという国連憲章第26条の下での誓約を履行すべきである。資源は、持続可能な平和を促進するための開発と計画に充てられるべきである。軍縮および非軍事化の具体的な行動をとることは、信頼醸成措置としての付加価値を有しており、とりわけ国家間の武力紛争の可能性を低減するものである。

行動ポイント：

- a) 政府は、通常兵器の包括的な武器貿易条約を交渉し締結すると共に、小型武器・小火器に関する行動計画を完全履行し、核・生物・化学兵器の廃絶に向けて実質的な前進をもたらすべきである。
- b) CSOは、政府や政府間組織と協働して、とりわけ紛争の傾向をもつ社会において市民の間の兵器の数を削減するための共同体レベルの計画など、実際的な非武装化措置をとると共に、市民レベルの軍縮教育を行うべきである。CSOは、不法な兵器貿易と天然資源および他の資源の不法な搾取、そして麻薬取引との関係を特定し対処することができる。
- c) CSOは、人間安全保障の促進という優先課題への転換を促進する目的で、防衛費歳出・軍事支出および兵器購入を監視すべきである。CSOは、武器生産と兵器開発に関与している企業を監視し、これらを政治的意思決定に参加させないよう働きかけることができる。
- d) CSOはまた、防衛政策を精査し国際法の遵守を奨励するための政策対話を行うことができる。CSOは、政府、国家の議会、地域機関に対して、国際条約や軍縮枠組みへの国家の参加を増進させることを奨励することができる。
- e) 政府は、国連の勧告に従いつつ、それぞれの国における市民の良心的兵役拒否を、法的および実際的に可能にすべきである。

世界には、規範的・法的誓約が地域の安定を促進し信頼を増進させるための重要な役割を果たしている地域がある。例えば日本国憲法第9条は、紛争解決の手段としての戦争を放棄すると共に、その目的で戦力の保持を放棄している。これは、アジア太平洋地域全体の集団的安全保障の土台となってきた。

4.3 予防と平和構築のための計画および資金

4.3.1 予防と平和構築のための行動計画

安全保障機関と国際的政策および実践において予防を根本目標として主流化していくためには、関係するすべての主体の能力を活用した国際的な包括的行動計画が必要である。

行動ポイント：

- a) GPPAC地域行動提言をめぐる地域協議を、国連・地域機関・政府・CSOネットワークからの上級者を含む形で連続して開催し、これらの提言を実施するための課題と方策について探求すること。
- b) この世界行動提言に立脚して予防と平和構築のための国際合意による行動計画を策定し実施すること。
- c) 国連加盟国は、関係CSO等との協議の下、ミレニアム宣言における平和・安全保障・軍縮および人権・民主主義・統治に対する誓約を、ミレニアム開発目標の履行を強化する形で履行していくためのミレニアム平和安全保障目標という補完的目標設定を検討すべきである。権利に基づきジェンダーに配慮した適切な目標設定がなされれば、政府によってすでに合意された規範や基準の枠組みを強化し、地元の当事者主体による履行を強調しつつ履行に対する注目と資源を増大することにつながる。

4.3.2 予防と平和構築のための資金

予防と平和構築を優先するためには、より大きな資源がより効果的に運営される必要がある。資金提供の全般的な形態は、確かな供給がありかつ迅速対応活動に柔軟かつ迅速に充てる資金の流れがあるものでなくてはならない。長期的な紛争の転換を達成すると共に、その目標を達成するために資源を効果的に割り当てていくためには、一貫した枠組み戦略が求められる。

行動ポイント：

- a) 多国間および二国間のドナー国は、予防の専門家およびCSOと協力して、構造的予防および早期段階の活動的予防に対する資金供与を全般的に拡大すること。例えば、安全保障予算を協調的・非強制的戦略および計画へと割り当て直すことなど。
- b) 現在の資金供与協定の格差の問題を特定し対処すること。例えば、世界の大部分における越境的・地域的取り組みなど。
- c) 国連事務総長の勧告に従い、ドナーは、再生期政府の再出発のための費用や、更正や社会統合の分野の機関の重要な計画に用いるための2.5億ドルの常設平和構築基金を設置すべきである。援助戦略の策定と実施において、地元の利害当事者が完全に関与すべきである。ドナーは、復興と平和構築のための共同体の信託資金を創設すべきである。
- d) ドナー国政府が関係政府機関の中でまたはそれらを通じて予防や平和構築を組織する際には、状況分析、計画、実施にわたりCSOを関与させるべきである。CSOがそのプロセスに参加するにあたり、適切な支援資金の供与が必要な場合もあろう。

- e) CSOとドナーは、資金供与関係のあり方がもたらす中期的および長期的結果を共同で調査すべきである。戦略的優先事項がどのように定められ（誰にとっての優先課題がなぜ）、それを満たすための取り組みがどのように選択されたのかを検証すること。細分化や紛争に対処する際に過度に「プロジェクト化」されたり「ドナー主導」に陥ったりすることを避け、より統合的かつ持続可能な戦略を育成すること。紛争を助長しないためのガイドラインを策定し、資金源、資金供与の優先順位、受益者に関する透明性を高めることにより、外国から資金を提供されているCSOとその活動に対する政治的反対を抑えるべきである。
- f) 紛争に取り組んでいるNGOは、自らの活動に対する独自資金の流れを——民間ドナーからのものを含み——検討すべきである。CSOは、会員組織制度を創設し、会員からの独自資金や他の支援を受けることができる。公衆からの支援を求めることはまた、予防の価値に関する世論の認識を高め、予防を促進するCSOへの支援を拡大させることにつながる。

5 予防能力強化のための勧告

5.1 市民社会ネットワークへの勧告

GPPACや他のネットワークでの経験を通じて、私たちは世界的・地域的・国家的ネットワークを通じて予防と平和構築のためのCSOの能力を強化したいと考えている。私たちは、連絡、調整、相互支援のためのより効果的なメカニズムあるいは組織を創造する必要がある。これによって、地元、国家、地域、世界の各レベルの横断的連結が可能になるだろう。私たちは、同じ地理的地域で活動している組織、あるいは予防と平和構築において同種のテーマで活動している組織どうしの共有と補完のための戦略を自ら策定する能力を強化していくことを目指している。私たちは、女性、若者、宗教組織など主要な市民社会主体間のネットワークがもつ特別の潜在力と意義を認識している。他と協働することによって、自らの能力と関心を高めることができるのである。私たちは、このような種類のネットワークと、特定の紛争状況に対処するためにないしは特定テーマの問題に対処するために形成されたネットワークないし連合体殿間の交流を促進していきたいと考えている。

- a) 活動従事者が経験と問題を共有し共通の枠組みと戦略を組織するための場を自主的かつ自治的な地元・国家・準地域ネットワークを通じて作り出し、地元の平和能力および文化に適合した紛争対処能力を強化すること。
- b) 紛争を引き起こし悪化させる越境的要因に対処する予防外交とその他の活動を通じ潜在的紛争を監視しつつ時宜を得た革新的方法に対処するためのCSO主導の地域センターないしプラットフォームを設立すること。
- c) 公式の協議メカニズムを含む形で、政府間組織とCSOの予防・平和構築ネットワークの連携を強化すること。これは、国際フォーラムに南の視点をより一層盛り込むことにもつながる。
- d) 予防と平和構築に取り組むCSOの集まりは、宗教組織、人権団体、企業界、組合、大学といった他のセクターとの連携を確立すること。人権、開発、環境問題など関連課題に取り組むネットワークと協力するための積極的な行動をとるべきである。
- e) 予防と平和構築活動におけるジェンダーへの配慮と女性の平等に一層大きな資源と注意を向けること。組織内におけるジェンダー理解を高め、ジェンダーに配慮したアプローチを実施するための戦略を策定すること。
- f) 予防と平和構築における若者の能力を強化すること。経験共有と紛争対処力向上のためのネットワーキングなどの形で、若者の訓練と主体的活動を継続的に支援すること。政府および国際機関は若者と協議しつつ、規範を最小限に抑えた若者政策を策定し、その活動が若者を含み込み若者のニーズに応えるものになるようにすること。

5.2 国連への勧告

5.2.1 予防努力における国連加盟国のリーダーシップ

国連の審議機関が予防と平和構築を主導する能力を高めると共に、それらの機関における平和・安全保障問題に関する市民社会の効果的関与を強化すること。

- a) **総会**は、予防のための行動計画の策定・合意をその実質議題の中で明確化すること。そして、市民社会と完全かつ体系的に関与するメカニズムを設立すること。
- b) **安全保障理事会**は、同理事会の市民社会との関与を強化するというカルドーズ委員会の勧告を実施すべきである。現場からの参加を増やすために準備期間を延ばし旅費を負担するなどして、アリア方式会合の計画性および有効性を深め改善すること。各国に駐在する国連スタッフは、市民社会からの参加者の人選に貢献すべきである。安保理の現場ミッションは、適切な地元の市民社会リーダーおよび国際NGOと定期的に会合をもつべきである。安保理は、予防と平和構築に関するテーマでのセミナーを継続し、その中にCSOの発言を含めること。安保理は、安保理の任務による活動に関して独立した調査委員会を設置すること。
- c) **経済社会理事会**の果たす開発および経済協力における主導的な役割を強化し、国連の規範的活動と作業的活動を連結させること。経社理（ECOSOC）は、戦後平和構築と同時に、この世界行動提言に概括されたような構造的予防および人間安全保障の促進を明確化すべきである。経社理は、国際金融機関に対して予防指向の政策と実践を行うようより積極的に働きかけていくべきである。また、具体的テーマないし状況における対応の策定において、市民社会と緊密に協力すべきである。
- d) 私たちは、**平和構築委員会**の創設を支持する。その有効性は、平和構築の専門性をもったCSOと協力により強化されるはずである。平和構築委員会は、天然資源の管理や法の支配の促進といったテーマごとの問題と、国ごと・地域ごとの状況の問題の双方に対処すべきである。同委員会は、関係国のCSOと積極的に関わり、適宜パートナーシップ協定を結ぶべきである。同委員会はまた、国連加盟国等が暴力紛争への発展を予防するために同委員会に助言や援助を求める——危機に至る前段階も含むあらゆる段階で——ように奨励すべきである。提案されている平和構築支援室は、対話の促進や調停などの実践的な紛争対処経験を幅広くもった優秀なスタッフを有する必要がある。それは、献身的な法の支配支援隊を有し、武力紛争にさらされる危険のある国々に対して支援方法を策定するべきである。

5.2.2 予防のための国連事務局の能力強化

長期的な「深い」構造的予防の戦略を、すべての国連の部局・機関・計画の活動に取り入れその主流化をさらに進めること。また、機関をまたぐ戦略を取り入れるためのメカニズムも強化すること。構造的予防強化の取り組みは、紛争発生への対応を主導するメカニズムの強化と一体になって行われる必要がある。

- a) 国連憲章第6章の下での紛争の平和的解決を促進する措置を強化すること。第34条に明示された予防外交に一層の重きを置くべきである。これは、非国家主体の関与する状況においても適用されるべきである。当事者は、調停、仲裁、審判を積極的に追求することが求められる。
- b) 国連事務総長による予防的調停と早期紛争解決のための仲裁的任務および能力を、資源を追加することによって高めるべきである。紛争の分析と解決に専門経験を有するスタッフが、①分析を行い提案を策定することによって、また、②政府と反対派・武

装グループとの間の往復外交や公式・非公式の会合などを通じた初期予防における調停および対話促進によって、援助を提供することができる。

- c) 国連開発計画（UNDP）と国連政治局による「紛争予防の国家能力強化共同プログラム」にみられるような革新的取り組みを支援し、危機的状況に対して時宜を得た支援を提供すること。
- d) 「集団殺戮予防のための行動計画」実施のための努力と資源が必要である。新設の集団殺戮予防特別補佐官は、この重要な任務を効果的に完遂するために十分なスタッフと資源を割り当てられる必要がある。

5.2.3 国連国家チーム

市民社会との関与を通じて予防と平和構築のために国連が各国で果たす役割を強化すること。国連加盟国および国連事務総長は、国連が、人間開発と武力紛争予防および持続可能な平和のための継続的活動の一環として、国家において市民社会のさまざまな主体と関与していくことの重要性およびそれへの期待を共に是認すべきである。国連当局は、CSO活動のために必要とされている場所の維持およびその活動の安全を促進する取り組みを優先課題とすべきである。

- a) 国連国家チームの中に予防と平和構築の拠点を設け、それが情報の流れを促進し適切な対応の調整のための触媒として機能するようにすること。UNDPの平和・開発顧問の任務に立脚するという方法もある。拠点担当者は、地元市民社会の関与の枠組みを促進し、予防と平和構築に取り組む政府、地域機関、地元および国際CSOの間の連結役を担うべきである。
- b) 常駐調整官ないし事務総長特別代表は、顧問評議会を設置することができる。その構成は、異なる社会グループの女性および男性からなり、政府や地元当局および地域機関などの代表者を含めることもできる。評議会は、国際主体の戦略全般が地元のニーズに配慮したものになるよう、社会の結束と人間安全保障を促進するための共同戦略策定に向けて取り組む。理想的には、こうした評議会が緊張に対処するための複数当事者による対話中心アプローチのモデルになりうる。大きな国家においては、地域別に評議会を設置することもできる。首都から離れた人々を効果的に組み入れることができるからであり、とりわけ紛争地域に設置することは重要である。紛争発展の危険がある国においては、早期警戒情報や分析・見解・戦略をこれら評議会が地元から収集し、国家的討議に投げかけるべきである。このような評議会は、平和協定の実施を独自の監視と調停を通じて促進する構造の一翼を担うと共に、平和構築戦略に対する助言を行うことができる。

5.2.4 予防と平和構築の資源

国連は、人道活動における同様の制度をモデルにして、予防および平和構築のための資金獲得に着手すべきである。例えば、CSOと政府間組織との統合プログラムに対する支援をドナーに呼びかけることなどによってである。国際金融機関は予防と平和構築のための

常設資金を国連との調整の下で設置すべきであり、国連はこれらの機関との連携を強化すべきである。国連統一アピール計画（CAP）は、「社会の結束と平和構築」促進の取り組みのテーマを扱う部分を設けるべきである。国連人道問題調整室は、地域的CAPなどの柔軟な形態を活用して、状況の発生に対して積極的に対処すると共に長期的回復のための課題に継続的支援を確保するべきである。CAP、紛争後ニーズ評価、越境枠組みなどの予算配分や計画策定に当たっては、紛争地共同体のCSOが積極的に参加すべきである。

2000年以降、北コーカサスのCAPは暴力紛争および自然災害のもたらした人道上の被害に対する取り組みを行ってきた。ロシア政府は、CAPはもはや不要であるとしたが、地元CSOは、社会の結束、緊張の緩和、長期的回復の支援、地域的安定の強化といった課題に重点を置いた国連によって調整される新たなメカニズムの必要性を訴えている。地元CSOは、このような計画策定と実施への参加を求めている。

5.3 政府への勧告の概要

政府とCSOは、政府はその責任を履行しCSOはその独立性を維持しつつ、協働して文民による紛争管理の効果的制度を開発することができる。両者は、調整された行動、批判的な対話、継続的な監視を通じて、協力して人間安全保障を促進することができる。CSOは、予防政策およびプログラムの開発、設計、履行に至るあらゆる段階で関与すべきである。

- 人間安全保障を、政府の国内および外交政策・実践の基本理念として取り入れること。「政府全体」による統合的アプローチを策定すること。CSOおよび政府間組織との協議メカニズムを組織化する他省庁横断型の連絡窓口を設置することも一策である。政府および政府間組織の当局者は、「保護責任」という新たな規範を、予防を中心に据えた集団安全保障の幅広い枠組みの中で支持すべきである。彼らは、予防と平和構築を促進する包括的な国際行動計画の策定と合意に参加すべきである。
- 政府間組織およびCSOと協力して、より効果的な早期警戒・早期対応システムをつくるなど活動的予防を強化すること。政府は、より効果的で標的の定まった制裁等の罰則措置に加えて、早期予防外交や信頼醸成のための資源といった非強制的措置の強化を支持しこれに参加すべきである。
- 国際平和活動に対する支援の量および質を高めること。これには、市民平和活動や国連事務総長の訴える連結的平和維持能力などが含まれる。さらに政府は、暴力紛争から抜け出ようとしている国々に対して、長期的予防への投資としての持続的な財政的・政治的支援を約束すべきである。
- 武力紛争を引き起こし継続させる越境的あるいは地球規模の要因に体系的に対処する戦略を策定し実施すること。これには、「紛争につながる物品」、武器、麻薬の貿易および不法取り引きが含まれる。
- 「平和の文化のための宣言および行動計画」を完全履行し、社会の中に平和の文化を発展させるための積極的な行動をとること。これには教育制度の改革や、平和・紛争解決教育を主流化させるための政策と資源などが含まれる。
- 過去をどう取り扱うのが最善かについての公衆対話を行うなどして、紛争がもたらした短

期および長期の歴史問題に対処すること。何が起きたのかを調査すると共に、復興期における正義を促進し免責を適宜終わらせていくための資源を用いることが、そのための下支えとなる。

- 土地固有の紛争管理システムの上にこれを補完するといった形で、国家によるオルタナティブな紛争解決制度・機関を強化し、平和的紛争管理のための国家の能力と制度を強化すること。
- 国家が物品および役務——安全保障を含む——を供給する際の有効性を向上させ、すべての住民に基本的ニーズが満たされることを確保し、すべてのレベルにおいてグッドガバナンスと法の支配を強化すること。
- ミレニアム開発目標の履行——とりわけ貧困削減戦略——のための資源と優先順位を高めることで予防を促進すること。活動計画は、より公正で持続可能な利益へのアクセスを保証し「害をもたらさない」ものである必要がある。優先課題を策定し計画を実施するに当たっては、共同体を含み込む参加型手法を活用すること。
- 国際基準を国内法に取り入れつつ、人権を保護し促進すること。政府は、適切な資源を提供しながら、とりわけ効果的参加と平等に関する国際基準を履行すること。政府はまた、人権を国際人道法を含む国内および国際的な法の支配に一貫して適合させること。
- 軍事力のための予算および資源を削減する時間枠のある計画を策定し、より多くの資源を紛争の原因への対処と人間安全保障の促進に振り向けること。通常兵器の包括的武器貿易条約を交渉・締結し、小型武器・小火器に関する行動計画を完全履行すると共に、関連する政府は、核・生物・化学兵器の廃絶に向けて実質的な前進をもたらすこと。

カナダおよび国際CSOは、カナダ政府等と協働して民衆中心の人間安全保障の取り組みを進め、地雷禁止条約や国際刑事裁判所、また「紛争ダイヤモンド」規制のための世界システムの成立といった成果を導いた。

5.4 地域機関への勧告の概要

地域機関および準地域機関は、国連・政府・CSOとの協力の下で、予防と平和構築に関連する幅広い課題に効果的に関与する能力を高めるべきである。それらは、特別部局ないし機関を設けるなどして、活動的予防能力を開発ないし強化すべきである。地域組織は、政府間をまたぐ予防・平和構築メカニズムにおけるCSOの正統な役割を是認すべきである。CSOにこれらの組織との協議資格を与えるなどして、CSOの関与を制度化する必要がある。

- GPPAC地域ネットワークとの協議会合を国連・地域機関・政府・CSOネットワークの上級官を含む形で開催し、地域行動提言の実施のための課題と方策を探求すること。
- 市民社会組織が監視・分析・履行において関与するような早期警戒・早期対応の地域メカニズムを構築ないし強化し、国際システムと地元システムの連結の役割をもたせること。
- CSOの予防・平和構築能力を完全活用するような地域制度ないしメカニズムを通じて、予防外交と早期紛争解決を実施すると共に信頼安全保障醸成措置を支援すること。予防・平和構築のための地域センターや、特別補佐官、賢人評議会やその他の常設制度が考えら

れる。

- 紛争を引き起こし継続させる越境的ないし地域的要因の複合性に対処するような統合的戦略を策定し実施すること。国際規範の最高水準に従う形で、地域の平和と安全に対するこれらの脅威をより効果的に規制していくための地域的基準および監視制度を強化すること。
- 地元の能力および平和構築努力に立脚した統合的任務をもった多機能平和活動を強化すること。その際、さまざまなミッションや地元主体が効果的に協力し合えるような作業構造をもたせること。市民平和活動と連携し共同の訓練・シナリオ策定・評価を通じて制度全体が強化されるような連結的平和維持能力のための協定に合意すること。
- 地域機関や国家が和平交渉の調停を主導している場合には、そのプロセスにおける憲法や政策問題の審議に公衆が参加できることを確保すること。
- 長期的な平和構築と和解に向けた持続的な支援を行うこと。紛争の再発や近隣国への移転の危険を低減するため、それらの戦略がより広い紛争の地域的原因や結果に取り組むものになるよう努力すること。
- 世論喚起を通じて平和の文化を構築する促進役としての努力を行うこと。これには、地域的な交流をはじめ、過去についてまた地域の諸国および諸国民について教えるための共通枠組みを開発するための教育カリキュラムおよび教科書の共同見直し作業など、国際的行動計画の履行に寄与する取り組みが含まれる。
- 紛争の構造的要因、持続可能な開発および貧困削減、人権および地域的基準の実際の履行、各国によるグッドガバナンスの最高水準の遵守などに取り組む地域的計画および合意を通じて、人間安全保障を促進すること。
- 非軍事化を通じて地域的軍備競争を緩和し、武器の不法取り引きに対処し、小型武器・小火器の実際の軍縮を促進するような信頼醸成措置に合意しこれらを実施すること。

アンデス国家共同体の閣僚理事会は、2004年にアンデス安全保障ネットワークの設立に合意した。それは、政府および政府間組織に加えて、CSO、学者、政治グループ、企業家らが、安全保障政策・早期警戒分析・危機管理の計画・実施・評価に参加するというものである。

6 平和をつくる人々：武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ

武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ（GPPAC）は、平和構築と暴力紛争予防のための新たな国際合意を生みだし構築するために市民社会が主導する世界規模のプロセスである。民間人を保護し暴力を予防する第一義的な責任は政府が負っているけれども、紛争の複合性、規模、多様性によって、一つの主体だけでは平和を確保することができなくなっている。包括的なネットワークと行動が必要なのである。GPPACは、地元・国家・地域・世界の各レベルの行動と政府・国連システム・地域機関との効果的関与を連結させることにより、平和・安全保障に取り組む市民社会ネットワークを強化することに取り組んでいる。これはまた、平和と正義のための能力強化に向けた世界的な連帯と動員につながる潜在力をもっている。

GPPACは、次の目標を通じて反応から予防への転換を支援することを目指している。

1. 世界・地域・国家・地元の各レベルで予防と平和構築に取り組む十分に訓練された個人および団体の**持続的ネットワーク**を創造すること。このネットワークは、効果的な関与を可能とする多様な市民社会組織、政府、地域機関、国連による複数当事者間のパートナーシップを有するものとなる。
2. この世界行動提言や地域行動提言に描かれたような、予防と平和構築の有効性を長期的に強化するような**政策転換のための課題**を策定し、その実施に向けて取り組むこと。
3. 世界的に**世論喚起**を図り、予防と平和構築についてまたその実現のための市民社会の役割の重要性について知り、人権や個人・共同体の安全を越えて国家の安全に特権を与えるような軍事主義的なアプローチに対するオルタナティブとしての人間安全保障を積極的に支援する人々の集団をつくり出すこと。

GPPACは、国連事務総長が報告書「武力紛争予防」（2001年）の中で予防におけるNGOの役割と国連との連携についての国際会議の開催を市民社会に呼びかけたことを受けて、2002年に開始された。このプロセスは、数十年にわたって世界中で取り組まれてきた予防、解決、平和構築の活動や過程や成功の上に立脚している。GPPACは15の地域プロセスを組織し、それぞれが自らの地域の原則や優先課題に合わせて行動提言を策定した。多くの国々で、国内フォーカスポイントによる協議会が開催された。これまでに、平和構築、非武装平和維持、軍縮、開発、人道、人権、女性、宗教、学術・研究などの市民社会組織から、数千の人々および団体がこのプロセスに参加した。地域プロセスは地域イニシエーターによって促進され、彼らが国際運営グループ（ISG）を通じて集団的にGPPACを監督している。世界プロセスには国際事務局が設置されており、欧州紛争予防センター（ECCP）が現在国際事務局を担っている。

より詳しくは下記にお問い合わせ下さい。

欧州紛争予防センター／European Centre for Conflict Prevention

P.O. Box 14069

3508 SC Utrecht

The Netherlands

Tel: +31 30 242 77 77

Fax: +31 30 236 92 68

Email: info@conflict-prevention.net

Website: www.conflict-prevention.net / www.gppac.net